

電子の会の規約

- 第1条 本会は電子の会と称する。
- 第2条 本会は、姫路工業大学電子工学科卒業生、同大学電子工学分野の大学院修了者の全員、並びに兵庫県立大学電子工学分野の卒業生及び同分野の大学院修了者のうちの希望者をもって組織し、会員相互の親睦と向上をはかることを目的とする。
- 第3条 次に掲げる者を名誉会員に推挙する。
姫路工業大学電子工学科、同大学電子工学分野の大学院研究科、兵庫県立大学電子工学分野の学科、及び同分野の大学院研究科の現職員および旧教員
- 第4条 本会には会務を処理するため各卒業年度ごとに次の委員をおく。
学年委員 1名以上
- 第5条 学年委員の中から次の役員を選出する。
1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 幹事 2名
4. 会計 2名
- 第6条 役員は、学年委員の1/2以上の賛成か、総会出席者の2/3以上の賛成により承認される。
- 第7条 役員の任務は次の通りである。
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれにかわる。
3. 役員は会長の命を受けて総ての会務を処理する。
4. 役員の中から会の連絡窓口担当を選定し、会員からの入会問合せ等に応じる。
- 第8条 役員の任期は原則として3ケ年とするが、再選は妨げない。また、学年委員の任期は特に規定せず、役員が協議の上で必要に応じて適宜設定できる。
なお、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会は会員相互の親睦のため3年に1回以上総会を行うよう努力する。
- 第10条 本規約は学年委員の1/2以上の賛成か、総会出席者の2/3以上の賛成を得て変更することができる。

付則

- 第11条 本規約は平成6年4月23日より施行する。
- 第12条 本規約は平成19年10月1日より改正施行する。